

# 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

令和2年4月30日からはさらに使いやすく

ハローワークへの求職申込みが不要に

## 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※日南市の場合 (単位：円)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額（月額）</td> <td>107,000</td> <td>150,000</td> <td>178,000</td> </tr> <tr> <td>支給家賃額(上限額)</td> <td>29,000</td> <td>35,000</td> <td>38,000</td> </tr> </tbody> </table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	107,000	150,000	178,000	支給家賃額(上限額)	29,000	35,000	38,000
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額（月額）	107,000	150,000	178,000										
支給家賃額(上限額)	29,000	35,000	38,000										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

受給資格を満たす可能性が高いため、日南市生活自立サポートセンター（日南市社会福祉協議会内：☎0987-31-1152）にご相談ください。